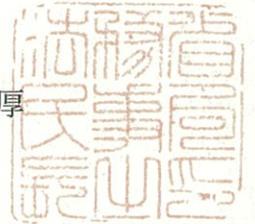


法務省民二第4号

平成31年1月11日

各 位

法務省民事局長 小野瀬 厚



「変則型登記の解消に向けた法律上の措置に関する担当者骨子案」  
について（依頼）

当局民事第二課では、現在、所有者不明土地等対策の推進のため、変則型登記（表題部所有者の氏名・住所が正常に記録されていない土地）の解消を図るという政府の方針に従い、必要となる法律案を通常国会に提出できるよう検討を進めておりますが、これまでの検討を踏まえて、「変則型登記の解消に向けた法律上の措置に関する担当者骨子案」を作成しました。

今後の検討作業に資するため、これを公表して広く関係各界の御意見を求めることといたしました。

この担当者骨子案は、e-Gov（「電子政府の総合窓口」）のホームページにて公開しておりますので、御意見がございましたら、別紙要領にてお寄せいただければ、幸いに存じます。

また、同課では、担当者骨子案の内容を御理解いただく一助とする趣旨で、より詳細な説明を加えた補足説明を作成し、同じく e-Gov のホームページにて公開しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

なお、送付いただいた御意見については、提出された方の氏名（法人その他の団体にあつては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性がありますので、ご了承ください。